

血

液

内

科

だ

よ

い

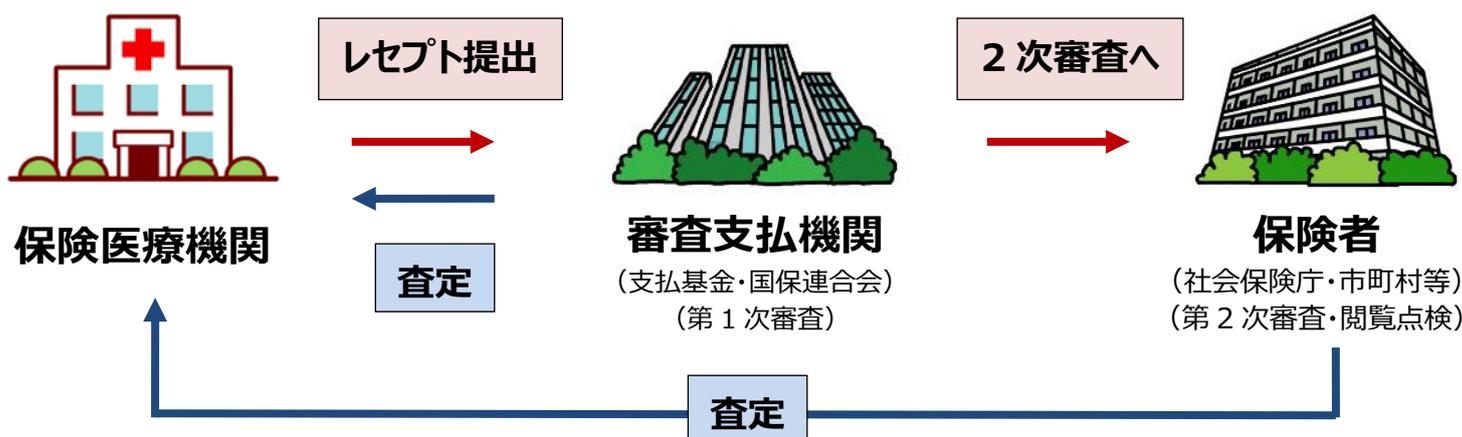
保険診療のしくみ

保険診療のしくみについて、改めてご紹介します。

保険診療とは健康保険に加入している全ての患者が、どの医療機関であっても**同じ内容の診療を、同じ金額で受ける**ことができる仕組みのことです。

被保険者やその家族が、保険医療機関で治療を受けると、保険医療機関はレセプト（診療報酬明細書）を作成し、診療報酬として自己負担金を除く医療費を、審査支払機関へ1ヶ月単位で請求します。

* 初診・再診料や検査にかかる判断料などは病院とクリニック等では異なります



査定とは…？

審査支払機関にて、療養担当規則等にしかたがって診療内容が行われているか、レセプトの内容が審査されます。審査の結果、過剰あるいは不必要と判断された検査や処方内容分を**査定**とといいます。審査は審査支払機関による一次審査と、保険者による二次審査があり、査定された内容は、各医療機関へ通知が届き、減額分を差し引かれて支払いが行われます。審査内容に意義がある場合は、減点された点数を復活できるように各医療機関より再審査を申し出ることにも出来ます。また、窓口負担額1万円以上を超える査定に関しては、審査機関より患者様の元へ通知が届きます。

外来受診の際に受け取られた診療明細書を、注意深くご覧になられて下さい。以上を知っていると、より安心して医療を受けることができますね。